

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和4年12月20日(2022.12.20)

【国際公開番号】WO2020/136062
 【公表番号】特表2022-516404(P2022-516404A)
 【公表日】令和4年2月28日(2022.2.28)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-035
 【出願番号】特願2021-531582(P2021-531582)
 【国際特許分類】
 A 2 4 B 15/167(2020.01)
 【F I】
 A 2 4 B 15/167

10

【手続補正書】
 【提出日】令和4年12月12日(2022.12.12)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更

20

【補正の内容】
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアロゾル発生システムで使用するニコチン製剤であって、
 一つ以上の水混和性多価アルコールと、
 一つ以上の金属塩と、
 一つ以上の有機酸と、を含み、
 前記ニコチン製剤が約0.5重量パーセント以上の金属塩含有量を有し、
 前記一つ以上の金属塩が、安息香酸金属塩、ケイ皮酸金属塩、シクロヘプタンカルボン酸金属塩、レブリン酸金属塩、プロパン酸金属塩、ステアリン酸金属塩、およびウンデカン酸金属塩から成る群から選択され、

30

前記ニコチン製剤が約0.5重量パーセント～約4重量パーセントの有機酸含有量を有する、ニコチン製剤。

【請求項2】

約15重量パーセント以下の金属塩含有量を有する、請求項1に記載のニコチン製剤。

【請求項3】

前記一つ以上の金属塩が、ケイ皮酸金属塩、シクロヘプタンカルボン酸金属塩、レブリン酸金属塩、プロパン酸金属塩、ステアリン酸金属塩、およびウンデカン酸金属塩から成る群から選択され、好ましくは前記一つ以上の金属塩が、ケイ皮酸金属塩、シクロヘプタンカルボン酸金属塩、ステアリン酸金属塩、およびウンデカン酸金属塩から成る群から選択される、請求項1または請求項2に記載のニコチン製剤。

40

【請求項4】

前記一つ以上の金属塩がステアリン酸ナトリウムを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項5】

ステアリン酸ナトリウムを含み、前記ニコチン製剤が約0.25重量パーセント以上のステアリン酸ナトリウム含有量を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項6】

少なくとも約40重量パーセントの水混和性多価アルコール含有量を有する、請求項1

50

～ 5 のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項 7】

前記一つ以上の水混和性多価アルコールがグリセリンを含む、請求項 1 ～ 6 のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項 8】

前記一つ以上の水混和性多価アルコールがグリセリンおよびプロピレングリコールを含む、請求項 7 に記載のニコチン製剤。

【請求項 9】

前記ニコチン製剤のグリセリン含有量の重量パーセントとプロピレングリコール含有量の重量パーセントとの比が約 1 以上である、請求項 8 に記載のニコチン製剤。

10

【請求項 10】

水を含む、請求項 1 ～ 9 のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項 11】

約 10 重量パーセント以下の含水量を有する、請求項 10 に記載のニコチン製剤。

【請求項 12】

前記ニコチン製剤が、25 にて約 10 Pa・s 以上の粘度を有する、請求項 1 ～ 11 のいずれか一項に記載のニコチン製剤。

【請求項 13】

エアロゾル発生システムで使用するエアロゾル発生物品であって、請求項 1 ～ 12 のいずれか一項に記載のニコチン製剤を包含する、エアロゾル発生物品。

20

【請求項 14】

エアロゾル発生システムであって、

請求項 1 ～ 12 のいずれか一項に記載のニコチン製剤と、

前記ニコチン製剤からエアロゾルを発生するように構成されたアトマイザーと、を備える、システム。

30

40

50